

ごみ処理手数料の見直しについて

1. 舞鶴市の現状

舞鶴市総合計画において、令和4年度の舞鶴市のごみ量は896グラムまでの減量を目指しています。

一方、平成30年度の本市の実績は912グラムとなっており、全国平均よりも少ないものの京都府平均よりも多い状況となっています。

	舞鶴市	京都府平均	全国平均
1人1日あたりごみ量	912g	838g	918g
資源化率	12.9%	15.9%	19.9%
1人あたりの年間最終処分量	52kg	41kg	30kg

環境省の一般廃棄物実態調査（平成30年度）より

◎処理費用の状況（H28～H30の3年間平均）

	処理費用計
可燃ごみ	868,629千円
不燃ごみ	430,720千円
計	1,299,349千円

《参考》施設老朽化への対応

事業内容	事業費
清掃事務所長寿命化工事	約38億円
最終処分場整備工事	約14億円

2. 手数料見直しの目的

- ・ごみ処理における市民サービスの充実
- ・廃棄物処理施設の維持管理やごみ減量啓発事業、収集等適正なごみ処理体制維持
- ・ごみ処理・資源化での公平な受益者負担
- ・3Rの推進と環境負荷の低減

3. 見直しの概要

- ・不燃ごみ3品目（埋立ごみ・ペットボトル・プラスチック容器包装類）の指定ごみ袋制による有料化
- ・可燃ごみ処理手数料の値上げ
- ・清掃事務所、リサイクルプラザへの直接搬入手数料の徴収

4.ごみ排出利便性の向上について

- ・ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集
- ・ごみ出しが困難な要介護支援の高齢者等への戸別収集
- ・在宅医療等での不燃ごみ等排出支援

5.手数料算定の考え方

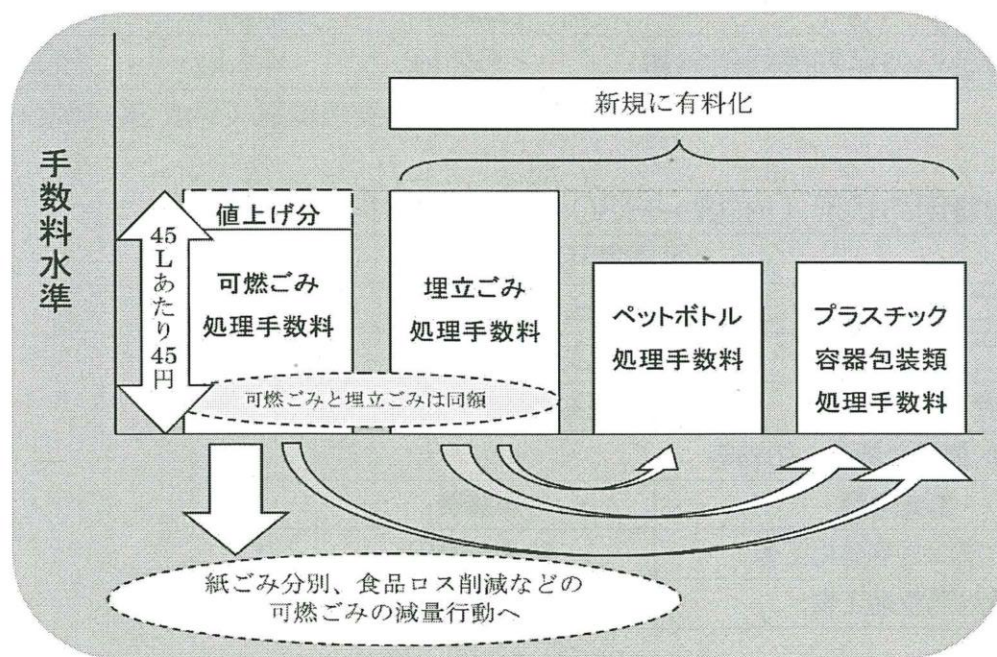
◎ 一般廃棄物処理手数料

可燃ごみ・・・本市のごみ処理費用、近隣自治体の手数料水準、市民の負担感を考慮し10%程度（45Lサイズ）の値上げ

埋立ごみ・・・可燃ごみと同額

ペットボトル・プラ容器包装類・・・可燃ごみ・埋立ごみ手数料額から2割減額

《新たにごみ処理手数料のイメージ》



【一般廃棄物処理手数料】

◎ 1袋（45ℓ）あたりの処理単価と手数料

	可燃ごみ	埋立ごみ	ペットボトル・ プラ容器包装類
手数料額	40円→45円	0円→45円	0円→36円
1袋処理単価	225円	621円	177円
負担割合	20%	7.2%	20%

【参考】

近隣市	福知山市 44 円	福知山市 44 円	福知山市 33 円 (プラのみ)
	綾部市 40 円	綾部市 40 円	
	宮津市 45 円	宮津市 45 円	
	京丹後市 45 円	京丹後市 30 円	

◎直接搬入手数料

ごみ処理施設での受入れ体制（有料化後）に要する費用をもとに算定

【直接搬入手数料】

	清掃事務所	リサイクルプラザ
直接搬入手数料額（1回あたり）	200 円	400 円
直接搬入に係る経費 ①	22,000,000 円	32,000,000 円
直接搬入来場者（見込み） ②	101,000 人	78,000 人
1回あたりの直接搬入経費①÷②	218 円	410 円

5. 条例の改正内容

一般廃棄物の処理に係る手数料（第29条及び別表第1関係）
改正後の金額

		サイズ	手数料	1セット金額
可燃ごみ		10ℓ	10円	100円（10枚）
		20ℓ	20円	200円（10枚）
		30ℓ	30円	300円（10枚）
		45ℓ	45円	450円（10枚）
		90ℓ	90円	900円（5枚）
可燃ごみ（事業系）		45ℓ	45円	450円（10枚）
		70ℓ	70円	700円（10枚）
		90ℓ	90円	900円（10枚）
不燃ごみ	埋立ごみ	20ℓ	20円	200円（10枚）
		30ℓ	30円	300円（10枚）
		45ℓ	45円	450円（10枚）
	ペットボトル・プラスチック容器包装類	20ℓ	16円	160円（10枚）
		30ℓ	24円	240円（10枚）
		45ℓ	36円	360円（10枚）

改正前の金額

サイズ	手数料	1セット金額
10ℓ	8円	80円（10枚）
20ℓ	17円	170円（10枚）
30ℓ	26円	260円（10枚）
45ℓ	40円	400円（10枚）
90ℓ	79円	790円（5枚）
45ℓ	40円	400円（10枚）
70ℓ	62円	620円（10枚）
90ℓ	79円	790円（10枚）

一般廃棄物の搬入受付に係る手数料（第29条の2及び別表第2関係）

処理施設の区分	手数料
舞鶴市清掃事務所	1回につき200円
舞鶴市リサイクルプラザ	1回につき400円

6. 施行期日等

- 1 施行期日 令和3年7月1日
- 2 経過措置 改正前の別表に規定する可燃ごみの処理に係る手数料を徴収し、交付した家庭用ごみ袋及び事業用ごみ袋で、現に残存するものは、施行期日以後の可燃ごみの処理においても、なお使用可能
- 3 準備行為 不燃ごみの施行期日以後における処理に係る手数料の徴収その他必要な準備行為は、同日前においても実施が可能

7. 有料化実施スケジュール

令和2年8月	・方針策定
令和2年9月	・条例改正案（手数料額）・補正予算案を議会に提出
令和2年10月～	・住民説明会開始、広報の実施
令和3年7月	・不燃ごみ有料化開始・月2回収集（ペットボトル・プラスチック容器包装類）の実施 ・排出困難者戸別収集支援の実施

8 ごみ処理手数料の見直し方針について

本方針は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しに際して策定するものです。

今後も、廃棄物施策の状況、市の財政状況を考慮し、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定に合わせ、5年毎を目安に見直しを検討します。